

PEFC 相互承認と SGEC 森林認証の課題

筑波大学生命環境系

志賀 和人

はじめに

日本は人工林率が高く、伐期に達した人工林が多いにもかかわらずドイツ語圏諸国の森林蓄積 300 m³/ha・素材生産 5~6 m³/ha に対して、202 m³/ha・0.8 m³/ha と先進諸国のなかでも森林資源の循環利用は最低水準にある。2016 年 6 月に緑の循環認証会議 (Sustainable Green Ecosystem Council, SGEC) と PEFC 森林認証プログラム (Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes) の相互承認が完了し、日本はアジアで 4 カ国目の相互承認国となった。これにより東京オリンピック関連施設への国産認証材の供給拡大と合法木材対策の充実とともに循環利用の促進に向けた取り組みが期待される。本稿では、SGEC 認証の展開過程と PEFC との相互承認に関する参与観察から、①SGEC 認証における広域グループ認証と国産認証材利用の拡大、②認証規格の更なる国際化とアジア版施業レベルガイドラインのプラットフォーム構築に向けた課題を検討する。

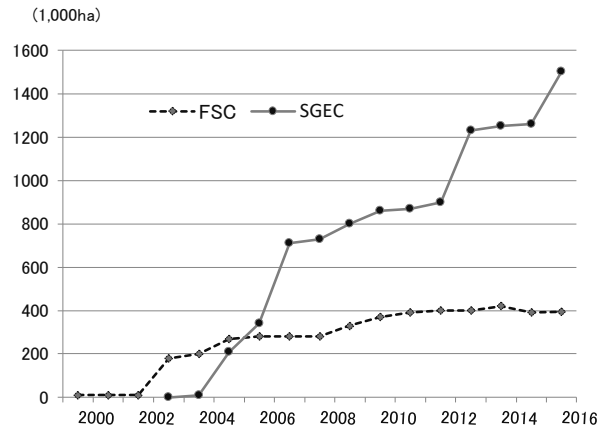
日本における森林認証の動向と SGEC 認証の特徴

国連環境開発会議における森林原則声明の採択を受けて、森林法の全面改正や森林認証の拡大など持続可能な森林管理の確立に向けた取り組みが国際的に進展している。森林認証面積は、2016 年 9 月現在で森林管理協議会 (FSC) 82 カ国 1.9 億 ha、PEFC32 カ国 3.0 億 ha に拡大している。地域別認証面積率は欧州 FSC48%・PEFC31%、北米 36%・59%に対して、アジアは 4%・4%と低く、日本の森林認証面積は SGEC150 万 ha と FSC39 万 ha を併せても 8%に過ぎない。

日本の森林認証取得面積の推移をみると図-1 に示すように FSC が 39 万 ha で停滞的であるのに対して、SGEC は 2003 年の設立以降、SGEC 設立に関与した王子グループや日本製紙、三井物産、住友林業などの大規模会社有林の認証取得が進み、さらに 2000 年代後半にこれら企業の関連・取引企業に認証取得が拡大した⁽¹⁾。その後、2010 年代に入ると地域単位の認証取得が北海道、九州の国有林・公有林や森林組合に拡大し、2016 年には東京五輪に向けた認証材供給への期待や PEFC との相互承認、福島県、東京都、埼玉県、鳥取県、愛媛県等の都県単体の森林認証取得支援事業が開始され、さらに認証取得が加速化している。

特に 2015 年以降の SGEC 認証取得で特徴的な点は、北海道とかち森林認証協議会 12.5 万 ha、岡山県森林認証・認証材普及促進協議会 3.3 万 ha、大分森林認証協議会 2.0 万 ha に代表される道県・市町村・森林組合等の地域連携による広域グループ認証の拡大である。

この点を FSC の認証取得組織の対応と比較すると FSC



SGEC取得組織 各期の特徴	大規模社有林の取得 独自の認証制度構築	関連企業等への普及 CoCの関連企業へ普及	広域グループ認証 相互承認への対応
-------------------	------------------------	--------------------------	----------------------

図-1 日本における森林認証取得面積の推移

資料: FSC, SGEC 資料より作成。2016 年は 9 月末現在の実績。

では、単独認証では山梨県有林 14 万 ha が最大であり、グループ認証では浜松市内の私有林と県有林を認証取得者とする天竜木材業振興協議会 4.3 万 ha と岐阜県有林と東白川村森林組合・飛騨高山森林組合をグループメンバーとする岐阜県グループ 1 万 ha 以外では、単独の森林組合や市町村の認証取得が主体である。

CoC 認証取得組織も PEFC の外材チップ・合板関連企業、FSC の紙・紙製品主体に対して、SGEC は森林認証取得組織の関連企業・国産材製材・集材材、合板・住宅産業、木材専門商社、森林組合系統組織を網羅している点の特徴である。北海道、九州等の主伐拡大地域において、SGEC のグループ認証と国内及び海外市場における SGEC・PEFC 認証材のサプライチェーン構築がどのように進展し、紙パルプ産業、製材・集材材・合板関連企業と木材専門商社、森林組合系統組織の連携関係にどのような変化が生じるか、その動向が注目される。

PEFC 相互承認による国際化の意義

日本では表-1 に示すように 1997 年の ISO TC207 京都会議開催を契機に森林認証への取り組みが開始されるが、欧州諸国と異なり SGEC の設立と PEFC との相互承認には、20 年近くを要している。SGEC では、2009 年の第 2 期更新審査の開始を契機に森林認証制度検討委員会を設置し、制度的課題を検討した⁽²⁾。同委員会答申に基づき、2011 年に本部組織を法人化し、認証機関の認定を国際基準 ISO/IEC17065 に準拠した認定に変更した。森林管理認証規格も PEFC との相互承認を視野に入れ、汎欧州施業レベルガイドライン (Pan European Operational Level

Kazuhito SHIGA (Univ. of Tsukuba, Ibaraki 305-8574)

Issues of SGEC Forest Certification after mutual recognition

Guidelines, PEOLG) に準拠した見直しを行い、同時に作業部会において適合性確認事項として、基準・指標・ガイドラインに対応した文書確認・森林現場における現地確認事項を統一的に設定した。

表一 日本における森林認証の展開と SGEC の対応

年次	森林認証に関する主要事項
1993	FSC設立
1996	ISO TC207/WG2京都会議で森林認証への対応を検討
1998	森林・林業白書に認証・ラベリング登場, ISO・TR14061発行
1999	PEFC発足(欧州11カ国: Pan-European Forest Certification)
2000	PEFCが北欧3国を相互承認, 日本最初のFSC認証取得
2001	イギリス, カナダ, アメリカがPEFC加盟
2002	オーストラリア, マレーシア, ブラジル, チリがPEFC加盟
2003	SGEC設立, PEFCアジアプロモーションズ設置, PEFC現在の名称に変更
2006	日本のSGEC認証面積がFSCを上回る
2007	PEFCアジア中国事務所を北京に開設. SGEC認証基準・指標の第1次改定
2009	SGEC認証の第2期更新開始, 森林認証制度検討委員会を設置
2010	SGEC森林認証制度検討委員会答申に基づく作業部会を設置 (PEOLG準拠等)
2011	SGEC任意団体から一般社団法人に移行
2014	JABが森林認証機関の製品認定事業を開始, SGECがPEFCに加盟
2015	SGECがPEFCに相互承認の申請, 林野庁森林認証・認証材普及促進対策
2016	PEFCがSGECを相互承認

資料:SGEC本部の業務資料等を参考に作成。

以上の準備期間を経て、2014年にSGECはPEFCに加盟し、2015年に相互承認申請を行い、申請から1年後の2016年6月に相互承認が認められた。PEFCの相互承認手続きは、審査申請→審査機関の指名→60日間の国際公開協議→審査報告書の作成→専門家パネルによる報告書のレビュー→理事会決議→総会での投票→総会決定と審査報告書の公開という過程を経る。相互承認に際し「アイヌ民族」と「林地転換関連基準」及び「グループ認証の手順」に対する要求事項の改定が行われたが、1年という比較的短期間でPEFCとの相互承認が実現した。

PEOLGは、森林保護欧州閣僚リスボン会議で採択された森林管理の実行単位におけるガイドラインであり、ヘルシンキ・プロセスの要求事項に対応した「森林管理計画の実践のためのガイドライン」と「森林管理の実践のためのガイドライン」から構成される。持続可能な森林管理の基準・指標を現場レベルの経営段階に掘り下げた国際的合意として、PEFCとの相互承認の際に各国認証規格のPEOLG準拠が必須とされている。

PEFCとSGECの相互承認に伴い、①国際認定機関の日本適合性認定協会(JAB)による分野別指針(森林・林業及び森林生産物・JAB PD364:2014)の制定とともに国際基準に基づいた日本森林技術協会、日本ガス検査機器協会、SGSジャパンの認証機関の認定、②SGEC森林認証規格におけるPEOLG準拠、③CoC認証規格におけるデュエリジェンス・システム(DDS)に関する要求事項の追加等のPEFC規格準拠がSGEC認証の国際化対応として、重要な点である。

SGEC認証を受けた国産材は、中国等の海外市場や東京五輪・パラリンピックの競技施設・付帯施設の資材調達において、国際基準を満たしたPEFC認証材として信頼性が向上し、森林認証の取得拡大に向けた取り組みの進展が期待される。当初、SGECの相互承認申請に際して関係者のなかにも相互承認(mutual recognition)という語感からPEFC認証企業がSGECのロゴも使用できるという誤解もあったが、PEFC認証企業はSGECのロゴを使用することはできず、SGEC認証企業はSGEC/PEFC両方の認証材とロゴの使用可能である⁽²⁾。この点を活か

した地域的広域グループ認証とSGEC認証企業による国内及び海外市場におけるSGEC/PEFC認証材のサプライチェーン構築戦略の展開が期待される。

相互承認後のSGEC森林認証の課題

日本における森林認証の取り組みは、2000年代の認証取得者が既存の森林認証をいかに取得するかという段階から国際基準に基づき国や地域に即した認証システムをいかに構築するか、各国の認証管理団体と利害関係者の真価が問われる段階に移行している。相互承認後のSGECの課題として、次の点が重要である。

第1に広域グループ認証の普及と東京五輪に向けた認証材利用の拡大である。日本と同様に中小規模私有林が多い北欧・ドイツ語圏諸国では、州単位のPEFCグループ認証の普及によりPEFC認証取得面積が世界上位10か国に入っている⁽⁴⁾。地域の実情に対応した広域グループ認証とCoC認証を結合が日本における認証取得と認証材市場の拡大に重要となる。

第2に日本の森林管理の脆弱性に関する危機意識を踏まえた森林認証システムの継続的改善と実践的フィードバックの重要性である。日本の森林管理制度の脆弱性に関しては、先に指摘した森林資源の循環利用・管理水準の低位性とともに住民の森林利用や林政に関する非近親性、公共的管理の制度的枠組みの欠如とランドスケープレベルの森林管理に関する国際的潮流からの乖離が指摘できる⁽⁵⁾。こうした国・地域段階の課題に森林認証がどのように貢献できるかが問われる段階に移行している。

第3に2020年のPEFC更新審査に向けたSGEC認証規格の更なる国際化とアジア諸国の認証管理団体・認証取得組織との連携の重要性である。日本を含む環太平洋諸国が参加するモンリオール・プロセスでは、PEOLGと同様の施業レベルガイドラインが定められていないことから、PEFCとの相互承認の際に各国認証規格のPEOLG準拠が必須とされる。モンリオール・プロセスの事務局を務める日本は、アジア版施業レベルガイドラインの構築に積極的に関与し、PEFC相互承認国を核とした持続可能な森林管理の実践に向けた施業レベルガイドラインのプラットフォーム構築を支援することが重要である。

引用文献

- (1) 岩本幸・志賀和人(2011) SGEC森林認証の展開と林業組織の対応(志賀和人・藤掛一郎・興杢克久編著, 地域森林管理の主体形成と林業労働問題. 日本林業調査会, 東京): 17-37.
- (2) 中川清郎(2016) SGEC, 国際森林認証としての新たな出発. 山林 1589: 2-10.
- (3) SGEC森林認証制度検討委員会(2009) SGEC森林認証制度検討委員会報告書: 第3ステージの制度的課題と組織戦略. SGEC, 東京を参照.
- (4) 志賀和人(2002) 森林認証をめぐる欧州諸国の対応: FFCS・PEFC構築の社会過程. 林業経済 55(4): 2-17.
- (5) 志賀和人編著(2016) 森林管理制度論. 日本林業調査会, 東京: 299-331.